

日野市農業委員会委員候補者の 推薦及び募集要項

令和8年8月1日 日野市農業委員会事務局

1 はじめに

農業委員の任期は、農業委員会等に関する法律第10条で3年と定められており、その任命については、同法第8条で市町村長が、議会の同意を得て、任命すると定められています。任命にあたっては、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補予定者を求め、委員を任命しなければなりません。つきましては、現在の農業委員会委員が令和9年3月に任期満了を迎えるにあたり、農業委員会委員候補者を次のとおり募集します。

2 推薦及び募集の対象・資格等

(1) 候補者(被推薦者及び応募者)の資格

① 推薦を受け又は応募ができるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ・農業に関する識見を有する者
- ・任期中、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務(※1)を適切に行うことができる者。

※1 5. 農業委員会委員の定数・任期・職務・身分及び報酬額にある(3)職務のこと

② 次のいずれかに該当する方は、日野市農業委員会委員候補者になることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・法令等により、兼職が禁止されている職に就いている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者。

3 推薦及び応募の方法・期間・情報公開

農業委員会委員候補者の募集は、農業者等(※2)3名の連署及び団体による推薦又は、本人による応募により行います。

※2 農業者等…以下のいずれかに該当する者

(1)経営耕地面積を50アール以上所有する者(原則)

(2)生産緑地を所有する者

(1) 募集方法

① 提出書類

下記の中から、該当の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ提出してください。(ホームページから印刷する場合は、A4用紙(片面印刷)をご利用ください。

(ア)農業者等(※注1)3名の連署による推薦	(第1号様式) 候補者推薦書(個人)
(イ)農業者が組織する団体及びその他の関係者による推薦	(第2号様式) 候補者推薦書(法人又は団体)
(ウ)本人による応募	(第3号様式) 候補者募集応募申込書

- ② 提出方法 持参又は郵送(メール及びファックスによる提出は受け付けません)
③ 提出先 日野市役所 産業スポーツ部 都市農業振興課内
農業委員会事務局(本庁3階)
⇒ 下記の「7 問い合わせ先」をご参照ください。

(2) 募集期間

令和8年8月14日(金) から 令和8年9月14日(月)
月曜日 から 金曜日の、午前8時30分 から 午後5時まで
※正午から午後1時の間は、受け付けていません。

(3) 情報公開

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19条第2項の規定により、日野市ホームページを利用し、募集期間中及び募集期間終了後に必要な事項を公開します。

4 選考方法・選考結果通知

日野市農業委員会委員候補者評価委員会にて、候補予定者(被推薦者及び応募者)の評価を行い、市長が候補者を決定します。なお、必要に応じて面接や電話でのヒアリングを実施する場合があります。

選考結果は、合否に関わらず、推薦者(代表者)及び応募者全員に郵送通知します。

※委員候補者は、日野市議会の同意を得たのち、市長により農業委員に任命されます。

5 農業委員会委員の定数・任期・職務・身分及び報酬額

(1) 委員定数

15人

(2) 任期

農業委員 令和9年3月20日から令和12年3月19日まで

(3) 職務

- ・農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいた、農業委員会の権限に属する事項についての審議
- ・農地利用状況調査(農地パトロール)
- ・農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項
- ・総会(毎月1回程度開催)への出席
- ・農業の振興を目的とした事業や研修会等への出席
- ・市内担当地区における農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等

(4) 身分及び報酬額

地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤特別職となります。

「日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、報酬を支給します。

- ・委員報酬 月額 48,500円

6 その他の留意事項

- (1) 推薦者は本要項の趣旨及び留意事項について、被推薦者にしっかりと説明を行い、了承を得られた方について推薦をお願いします。
- (2) 可否について、電話等での問い合わせにはお答えいたしません。
- (3) 応募等に係る交通費などの経費は全て自己負担とします。
- (4) 提出された推薦書及び募集申込書は返却しません。
- (5) 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第6条の規定により、推薦書及び応募申込書に記載された被推薦者・推薦者・応募者に関する事項は、住所、生年月日及び連絡先電話番号を除き、すべて公表の対象となります。
- (6) 推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。
- (7) 本要項は「日野市農業委員会委員候補者の推薦及び募集に関する規則」に基づいています。

7 問い合わせ先

〒191-8666 日野市神明1-12-1

産業スポーツ部 都市農業振興課内 農業委員会事務局（日野市役所3階 ③窓口）

※月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

電 話 042(514)8456

FAX 042(581)2516

メール sangyo_nousan@city.hino.lg.jp